

## ろうきん年金ローン

(2020年4月1日現在)

1. 商品名	ろうきん年金ローン
2. お申し込みいただける方	<p>(1) 公的年金の受給口座を当金庫に指定している方  ※寡婦・遺族・障害年金等の支給停止条件付の年金は対象となりません。  ※企業年金の終身年金型は対象となります。</p> <p>(2) 安定継続した年収(前年税込み年収)が150万円以上ある方</p> <p>(3) 当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしのさまざまな生活資金にご利用いただけます。</li> <li>(事業資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません)</li> </ul>
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万以上、200万円以内(1万円単位)</li> <li>※年間の年金受取額が200万円未満の場合は、その金額を上限とします。</li> </ul>
5. ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内</li> </ul>
6. ご融資金利	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。</p>
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご返済方法につきましては、以下の2通りからお選びいただけます。</li> <li>(1) 元利均等毎月返済 元利金を一定額にして毎月、ご返済いただく方式です。</li> <li>(2) 元利均等2ヶ月ごと返済 元利金を一定額にして2ヶ月に1回、ご返済いただく方式です。この場合、年金受給月を返済月とさせていただきます。</li> </ul>
8. 保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人につきましては、原則不要です。当金庫所定の保証機関(一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。</li> </ul>
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証料につきましては、当金庫が負担します。</li> </ul>
10. 担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要です</li> </ul>
11. 年金受給の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給の確認として以下の書類をご提示いただきます。</li> <li>(1)年金証書</li> <li>(2)年金受給口座の通帳</li> </ul>

12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資事務手数料は不要です。ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。また、各種証明書(残高等)発行等の場合には手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。</li> </ul>
13. 苦情処理 (ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】0120-602-040 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時(祝日および当金庫の休日を除く) なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.okinawa-rokin.or.jp">https://www.okinawa-rokin.or.jp</a></li> </ul>
14. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。</li> <li>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。 ※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時(祝日および当金庫の休日は除く)</li> </ul>
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。</li> <li>なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</li> </ul>